

# 前橋市立地適正化計画改訂（素案）に係るパブリックコメントの実施について

本市では、平成31年に前橋市立地適正化計画を策定、各種取り組みを進めているところ。計画の策定・公表から5年が経過することから、各種施策の進捗状況や目標値の達成状況を踏まえつつ、社会情勢の変化等を反映した計画とするため、令和4年度より改訂作業に着手し、この度計画の素案を作成した。そこで、計画の素案を公表し、市民等から意見を求め、計画に反映するため、パブリックコメントを実施するもの。

目標年次：平成31年（2019年）の計画策定から概ね20年後の令和22年（2040年）

## 主な改訂の内容

- （1）防災指針の策定**  
居住誘導区域等における災害リスクの分析、課題の抽出及び取り組み方針の検討を行い、都市の防災・減災対策として防災指針を策定。
- （2）計画区域の見直し（富士見地区における誘導区域設定の検討）**  
令和2年の富士見都市計画区域の拡大、前橋勢多都市計画区域への統合に伴い、富士見地区を計画区域に追加。誘導区域設定の検討。
- （3）誘導区域の見直し**  
現計画における、都市機能誘導区域・居住誘導区域の見直しの必要性の検討。
- （4）誘導施設・施策の見直し**  
現計画における、都市機能誘導施設及び都市機能・居住誘導施策の更新及び新たな誘導施策の検討。
- （5）目標値の進捗管理・評価**  
現計画における、目標値の進捗状況の確認、評価。

## パブリックコメントの実施概要

- （1）意見募集の期間**  
令和5年12月11日（月）～令和6年1月15日（月）
- （2）資料の公表方法**  
市ホームページのほか、次の場所において資料を公表  
・市庁舎（9階都市計画課、2階情報公開コーナー）  
・各支所、各市民サービスセンター  
・前橋プラザ元気21（1階にぎわい商業課、3階中央公民館）
- （3）意見の提出方法**  
所定の用紙に住所、氏名、意見を記入し、公表場所へ直接提出、又は都市計画課へ郵送、ファックス、メールにて提出
- （4）市民への周知方法**  
広報まえばし12月号及び市ホームページへ掲載

## スケジュール

R5.11.24	都市計画審議会への報告
12.11～R6.1.15	パブリックコメント実施
R6.2年度内	都市計画審議会への諮問 計画改訂、公表

## 誘導区域の設定図



## 誘導区域の変更なし

計画対象区域の面積：54.8km<sup>2</sup>  
居住誘導区域の面積：23.4km<sup>2</sup>  
（計画対象区域の約48%）

